

一関支部

# 社協だより

## 第 8 号

発行：令和2年5月10日

一関市社会福祉協議会一関支部  
〒021-0877 一関市内1番36号  
TEL 23-6020 / FAX 23-6024

# 一関市社会福祉協議会実施事業

## ～ 一関地域事業紹介 ～

一関市社会福祉協議会では、皆様から頂いた社協会費や寄付金、共同募金配分金を元に、地域の福祉課題解決のため、様々な事業を展開しております。

今回は、一関地域で実施している事業について紹介いたします。今後、少しずつではありますが、紹介を行っていきます。

### 食事サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯や、障害のある方で、食事の支援（買い物、調理ができない方等）が必要な方を対象に、夕食を届けるサービスです。

利用料金は、定食（ごはん、汁物、おかず）が1食400円、おかずのみが1食350円です。

提供日は、平日で、土日祝日、年末年始は休みです。



### 理髪サービス事業

在宅の寝たきり者等を対象に岩手県理容生活衛生同業組合の事業協力のもと、訪問による理髪を提供するサービスです。

対象は、要介護4～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の方で、常時寝たきり状態または車いす状態で理髪店に行くことが困難な方です。

年間最大3枚の理髪利用券を発行します。



### 小地域福祉推進事業

地域で暮らす方々が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会を構築するために、一関地域の11地区福祉活動推進協議会に対し、地域福祉活動助成金を交付し、地域の自主的な福祉活動を支援しております。



### 車いす貸し出し事業

一関市に住所を有する方で、一時的に車いすを必要とする高齢者、障がい者などを対象に車いすの貸し出しを行うサービスです。

貸出期間は最大3ヶ月です。

貸し出しは、一時的に必要な個人の方のほか、ボランティア活動など、地域福祉活動を行う方々にも貸し出しをしております。



# ご寄付ありがとうございました

社会福祉事業へ、多くの善意が寄せられました。一関地域の福祉推進のために有効に活用させていただきます。（令和2年2月1日～令和2年4月30日受付まで）

- |          |    |        |          |
|----------|----|--------|----------|
| ・法泉寺寒修行団 | 代表 | 吉家本浄 様 | 100,000円 |
| ・一関茶道会 様 | 会長 | 鳥畑宗貞 様 | 58,750円  |
| ・櫻田 瑞吉 様 |    |        | 100,000円 |
| ・小野寺 博 様 |    |        | 50,000円  |

## 令和2年度「地域の支え合い活動応援事業」申請団体募集

地域で身近な福祉課題に取り組んでいる「地域の支え合い活動」の事業に対し、応援することを目的とした、助成団体を募集します。

- 対象団体 一関市内で、住民の福祉向上などを目的に活動している任意のボランティア団体、自治会・町内会などの住民グループ
- 対象活動 地域の支え合い活動を推進するため、幼児・児童・高齢者・障がい児（者）、その他の住民などを対象として行う事業及び活動

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な活動が自粛されている中ではありますが、今だからこそできる支え合いの活動を進めたいが、活動費がない等を応援する事業です。  
皆さまのお問い合わせをお待ちしております！



- 助成額 対象経費の総額の範囲内で1団体5万円以内（助成総額30万円）
- 募集期間 第1回 令和2年2月14日～令和2年5月29日（決定時期：令和2年6月末）  
第2回 令和2年6月1日～令和2年9月30日（決定時期：令和2年10月末）  
第3回 令和2年10月1日～令和2年12月25日（決定時期：令和3年1月末）

## 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

◆ 一時的な生活費をお貸しします ◆

### 緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 以下の①～⑤に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内
  - ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
  - ②世帯員に要介護者がいる場合
  - ③4人以上の世帯である場合
  - ④世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
    - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
    - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
  - ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

くわしくは、一関市社会福祉協議会一関支部へお問い合わせください。（TEL 23-6020）